

令和2年11月 30 日

福島市議会議長 梅津 政則 様

議会改革検討会 座長 尾形 武

議会基本条例施行状況について(答申)

当検討会では、令和2年9月1日付けで議長より諮問された議会基本条例の施行状況について、議会基本条例の三本柱である基本方針及び確認が必要と思われる各項目の検証を行い、結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 議会基本条例施行状況の確認結果(総評)

(1)市民に開かれた議会

①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営

令和元年6月定例会議から、陳情の取り扱いについて「議長限り」と呼称していたものを「議員へ参考配付」と変更するなど、市民に分かりやすい言葉、表現方法の改善に充分努めており、このまま推進すべきである。(A評価)

②市民に分かりやすい委員会での議論

全体的に市民に分かりやすい議論を行っており、このまま推進すべきである。(A評価)

今後はさらに、発言許可の徹底や質疑・意見・要望等を明確にして発言することなどに留意すべきである。

③政務活動費に係る収支報告書等の公開

公開に充分努めており、このまま推進すべきである。(A評価)

今後も継続して取り組み、市民に対する説明責任を果たすべきである。

④本会議、委員会及び協議の場の公開

令和2年3月定例会議以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び傍聴者の健康を守るための対策を講じた傍聴対応を行っているが、このまま推進すべきである。(A評価)

今後は本会議の録画中継時の音声反訳や、委員会の新型コロナウイルス感染症対策と柔軟な傍聴のあり方、安心して傍聴できる環境づくり、リモートシステムを使った委員会運営について検討すべきである。

⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任

a. 議会報告会の開催

令和2年春季は、新型コロナウイルス感染症対策のため開催を見送ったが、議会報告会の開催については、このまま推進すべきである。(A評価)

今後は中止の際のSNSの活用や録画中継の配信等について検討するとともに、さらなる参加者拡大に向けての工夫も必要である。

b. 市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知

市議会だよりは、令和元年5月1日発行号より、質問議員の顔写真を掲載するなどのリニューアルを行うとともに、市政概要を市議会ホームページに掲載するなどの改善を図っていることから、このまま推進すべきである。(A評価)

今後は市民の意見や他市議会を参考にしながら、分かりやすい積極的な広報に努めるべきである。

c. 議案、委員会資料の公開

公開に充分努めており、このまま推進すべきである。(A評価)

今後は議会ICT化に伴い、資料閲覧のあり方も検討すべきである。

d. 議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表

昨年度までは、新庁舎西棟建設の際の採決システムの導入が前提となっていたことから未実施である。(C評価)

今後はタブレット端末の活用による実施または新庁舎西棟建設の際の議場システムとしての電子掲示による採決システムとの選択について検討を行うべきである。

⑥市民参加の推進

a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施

令和2年春季は、新型コロナウイルス感染症対策のため実施を見送ったが、意見交換会の開催については、このまま推進すべきである。(A評価)

今後は新型コロナウイルス感染症対策を徹底して市民との意見交換を実施するとともに、内容については、工夫、改善を図っていくべきである。

b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用

参考人制度については、積極的に活用しており、このまま推進すべきである。(A評価)

今後は参考人制度を活用する際のオンラインによる会議のあり方に関する調査、検討が必要である。

なお、公聴会制度については、必要が生じなかったことから実施に至らなかったが、必要に応じて的確に課題や対象を捉え、制度の活用について検討を図るべきである。

(2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

①本会議、委員会での議員間の自由討議

委員会では自由闊達な議論、討議が行われているが、本会議における自由討議については、必要が生じなかったことから実施に至らなかった。(B評価)

今後は改善を要することから、自由討議のあり方について制度の共有化を図り、必要に応じて的確に課題や対象を捉え、制度の活用について検討を図るべきである。

②政策討論会の開催

必要が生じなかったことから実施に至らなかった。(C評価)

今後は的確に課題や対象を捉え、必要に応じて制度の活用について検討を図るべきである。

(3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

①議員、委員会の積極的な政策立案

実施に至らなかった。(C評価)

今後は実施に向けて先進事例や案件の調査・研究に努めるべきである。

②市長等に対する政策提言

積極的に行っており、このまま推進すべきである。(A評価)

今後は提言内容とともに提言に至るまでのプロセスも同時に分かりやすく広報すべきである。

(4) その他議会改革検討会として確認が必要と思われる事項

議会基本条例の施行状況を確認する項目以外の事項として次の3件を確認した。今後も新たな課題に対し議論、協議し、議会改革に取り組むべきである。(A 評価)

- ①議会 ICT 化の推進としてタブレット端末の導入を決定し、令和2年 12 月定例会議より導入予定としている。
- ②代表質問において、同一会派の議員の代理の質問を認めることの妥当性について検討し、会派の代表質問の機会を確保することとした。
- ③請願・陳情に関する個人情報の取り扱いを規定し、その内容を市議会ホームページへ掲載した。

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの 議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しは、特に必要とは認められない。

3 議会基本条例施行状況の確認結果

別紙「令和2年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び今後の取組方針」のとおり

4 結びに

今回の議会基本条例施行状況の検証にあたっては、前回の答申を踏まえ、評価基準を3段階(A 評価「このまま推進」、B 評価「改善や新しい取組を検討」、C 評価「原因分析と制度の見直しを検討」)に設定し、各会派で会派評価を行った後に、総合評価として議会改革検討会において評価及び今後の取組方針を協議、決定した。

今後も議会基本条例の理念のもと、議会のあり方及び諸課題について検討し、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指し、努力を続けていくべきことを申し添えて、以上のとおり答申する。